

会社法第 791 条及び第 801 条に定める事後備置書類
(吸収分割に係る事後開示事項)

2016 年 5 月 1 日

東京瓦斯株式会社

美浦ガス株式会社

平成 28 年 5 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収分割承継会社、美浦ガス株式会社（以下、「美浦ガス」）を吸収分割株式会社とする吸収分割を行いました。会社法（以下、「法」）791 条および 801 条の定めに従い、下記のとおり、会社法施行規則（以下、「施」）189 条に定める事項を記載した書面を備え置きます。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日（施 189 条 1 号）

2016 年 5 月 1 日

2. 吸収分割株式会社における手続きの経過（施 189 条 2 号）

（1）法 784 条の 2 の規定による請求に係る手続きの経過ならびに法 785 条、法 787 条の規定による手続きの経過

法 784 条の 2 の規定による請求に係る手続きはおよび法 785 条の規定に基づく請求については、該当がありません。また、美浦ガスの新株予約権は存在しないため、法 787 条に該当する事項はありません。

（2）法 789 条の規定による手続の経過

美浦ガスは平成 28 年 3 月 11 日付け官報および同日付けの個別催告を行いました。異議申述期間までに異議を述べた者はありませんでした。

3. 吸収分割承継会社における手続の経過（施 189 条 3 号）

（1）法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続きの経過

同条に掲げる事由に該当いたしません。

（2）法 797 条の規定による手続の経過

当社は、法 796 条 2 項に基づき株主総会の決議を経ずに本吸収分割を実施したため、法 797 条 1 項ただし書きに該当し、反対株主の買取請求権は生じません。

なお、法 797 条 3 項および 4 項に基づき、平成 28 年 3 月 25 日付けの電子公告により、吸収分割合併を行う旨、ならびに美浦ガスの商号および住所を公告いたしました。その結果、株主 1 名からの反対通知がありましたが、法 796 条 3 項に規定する数の株式には達しませんでした。

（3）法 799 条の手続の経過

当社は、平成 28 年 3 月 11 日付けの官報および電子公告により同条 1 項 2 号に掲げる債権者に対する本吸収分割についての異議申述公告を行いました。異議申述期日までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割株式会社から承継した重要な権利義務に関する事項（施 189 条 4 号）

当社は、効力発生日である 2016 年 5 月 1 日をもって、吸収分割契約の定めに従い、美浦ガスの一般ガス事業に関して有する権利義務を承継いたしました。

5. 法 923 条の変更の登記をした日 (施 189 条 5 号)

2016 年 5 月 2 日 (予定)

6. 上記に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項 (施 189 条 6 号)

該当事項はありません。

2016 年 5 月 1 日

茨城県稲敷郡美浦村大字興津字日光峰 1299 番地 3

美浦ガス株式会社

代表取締役社長 田中 宏昌 ㊟

東京都港区海岸一丁目 5 番 20 号

東京瓦斯株式会社

代表取締役社長 広瀬 道明 ㊟